

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年2月9日

鳥取県立鳥取療育園長 前岡 幸憲

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取療育園園舎及び鳥取看護専門学校校舎の清掃業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 業務の場所

鳥取市江津260番地 鳥取療育園園舎及び鳥取看護専門学校校舎

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が以下の全ての業種区分に登録されている者であること。

ア 建物等の保守管理の建築物内部清掃

イ 建物等の保守管理の建築物外部清掃

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成30年2月15日（木）正午までに4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の（2）の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定により、同項第1号又は第8号に掲げる事業について鳥取県知事の登録を受けている者であること。

(5) 平成24年4月1日以降に鳥取県内の国又は地方公共団体の施設を管理する者が発注した延べ床面積が3,000平方メートル以上の建物の清掃業務を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

(6) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

3 契約担当部局

鳥取県立鳥取療育園

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取県鳥取市江津 260 番地

鳥取県立鳥取療育園

電話 0857-29-8889

電子メール ryoikuen@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県庶務集中局物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

平成 30 年 2 月 9 日（金）から同月 27 日（火）までの間にインターネットのホームページ（鳥取県立鳥取療育園（<http://www.pref.tottori.lg.jp/kirari/>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成 30 年 2 月 9 日（金）から同月 27 日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札及び改札の日時

平成 30 年 3 月 13 日（火）午後 1 時 15 分

イ 場所

(1) に同じ

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、表面に業務名、業務場所、住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載し、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2 の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4 の (1) の場所に平成 30 年 2 月 27 日（火）午後 5 時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出物を提出しない者並びに開札の時に於いて 2 の入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

ア 提出方法

持参又は送付。ただし送付の場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準じるものにより 4 の (1) の場所に送付すること。

(3) 入札者は、(2) の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。